
プロジェクト 料金規制会計
項目 本日の検討事項

本日の検討事項

1. 国際会計基準審議会（IASB）は、2021 年 1 月 28 日に公開草案「規制資産及び規制負債」（以下「本 ED」という。）を公表している（コメント期限は 7 月 30 日）。
2. 第 1 回料金規制会計専門委員会（2021 年 3 月 26 日開催）及び第 455 回企業会計基準委員会（2021 年 4 月 13 日開催）において、ED の概要をご説明し質疑を行った。
3. 第 2 回料金規制会計専門委員会（2021 年 4 月 19 日開催）及び第 456 回企業会計基準委員会（2021 年 4 月 30 日開催）では、ED が提案するモデルと IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」との整合性について、次のとおり ASBJ 事務局の分析をお示しした。
 - (1) 本 ED は、「規制上の合意」によって創出される将来の規制料金を増額するという強制可能な現在の権利に着目し、顧客及び取引が特定されていないにもかかわらず収益を認識することを提案している。これは、識別された顧客及び契約（及び履行義務）に対して収益を認識する IFRS 第 15 号と比較して、合理性があるかどうか懸念がある。
 - (2) 本 ED は、規制資産（認識された資産）及び規制負債（認識された負債）の両方について、「存在する可能性の方が高いとき」に認識し、また、キャッシュ・フローの不確実性は認識の妨げとせずに測定に反映させることを提案している。これは、IFRS 第 15 号の変動対価の要求事項と比較して、低い閾値で規制収益を認識する可能性があること、及び、上方修正と下方修正を同様に扱うことに合理性があるかどうか懸念がある。
4. 第 3 回料金規制会計専門委員会（2021 年 5 月 24 日開催）では、IASB が提案する会計モデルについて、これまでに聞かれたご意見を踏まえた ASBJ 事務局の基本的な考え方（コメント・レターにおける総論を構成する）をお示しし、ご意見を伺った。
5. 本日は、IASB が提案する会計モデルについて、これまでに聞かれたご意見を踏まえた ASBJ 事務局の基本的な考え方（コメント・レターにおける総論を構成する）をお示しし、ご意見をお伺いしたい（審議事項(1)-2）。
6. なお、第 456 回企業会計基準委員会（2021 年 4 月 30 日開催）で聞かれた意見については審議事項(1)-3 に、第 3 回料金規制会計専門委員会（2021 年 5 月 24 日開催）

審議事項(1)-1

で聞かれた意見については審議事項(1)-4に記載している。

以 上